

閉会中に行われた特別委員会

政治倫理条例制定特別委員会

6月30日開催

7月13日小委員会開催

調査項目

- かすみがうら市議会議員の政治倫理条例(案)について
- かすみがうら市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則(案)について

議会からのお知らせ

議会を傍聴して市の動きを知りましょう

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴できます。

議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接見聞きすることができますので、お気軽にお越しください。



平成21年 第2回臨時会

平成21年第2回臨時会が、5月25日開催され、提出された案件(2件)を可決いたしました。

承認第1号

専決処分承認を求めることについて

▽「かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の一部を改正する法律が、平成21年3月31日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

〔可決〕

議案第35号

かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

▽6月に支給される、期末勤勉手当支給について、暫定的措置として、一部減額を行うことの人事院勧告を受けて、本市においても関係条例の改正を行うものです。議会議員も期末手当が、0・15ヶ月減額になります。

〔可決〕

政治家の 寄付は禁止。 有権者が 求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

違反すると、処罰されます。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

**寄附禁止のルールを守って、
明るい選挙を実現しましょう。**



お歳暮やお年賀



入学祝・卒業祝



病気見舞い



秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典



葬式の花輪・供花



落成式・開店祝の花輪



町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入



お祭りへの寄附や差入



地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入

**贈らない!
求めない!
受け取らない!**